

令和2年度鶴岡市地域防災計画修正概要

1 地域防災計画とは

地域防災計画とは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画である。市町村長を会長とする防災会議で決定する。

本市の計画は、「風水害・雪害対策編」「震災・津波対策編」「個別災害対策編」により構成されている。

2 これまでの修正の経過

▶平成25年8月計画修正

津波対策の充実、原子力災害対策の追加、東日本大震災における状況を踏まえた修正

▶平成26年3月計画修正

災害時要援護者の安全確保、大規模土砂災害対策

▶令和元年7月計画修正

要配慮者の避難支援の強化（水防法、土砂災害防止法の改正に伴う修正）

警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達その他、避難勧告にかかるガイドラインの改正に伴う修正

3 計画修正の基本的な考え方

▶関係法令等の改正

▶国の防災基本計画及び山形県地域防災計画の修正内容の反映

▶本市での災害対応を踏まえた修正

▶震災・津波対策編と風水害・雪害対策編の整合性を確保し、災害種別に適合する表現に修正

▶組織改編等に伴う修正

▶表現の適正化、語句の統一、時点修正

▶関係機関への意見照会による修正

4 主な修正項目

◆本市での災害対応を踏まえた修正

(1)災害時における情報収集の効率化、被害が見込まれる場合の災害警戒本部への移行準備の円滑化を図るための「災害警戒対策会議」の設置【風水害・雪害編第3章1節、新旧対照表風水害編P37】

(2)災害対策本部廃止以後の市の意思決定機関として、災害による応急復旧・復興に関する重要事項を協議決定、その実施を推進するための「災害復旧対策会議」の設置【風水害・雪害編第3章1節 新旧対照表P38】

◆国の防災基本計画及び山形県地域防災計画の修正内容の反映

(3)避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

【市の役割】

▶避難所における感染症として、マスクや消毒液等の備蓄【震災・津波編第2章7節 新旧対照表P13】

【市民等の役割】

▶各家庭等における感染症として、マスクや消毒液等の備蓄【震災・津波編第2章1節 新旧対照表P4】

【市の役割】

▶感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。【震災・津波編第2章7節 新旧対照表P13】

◆避難の理解力向上キャンペーンに係る情報発信について（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長 事務連絡）の反映

(4)避難に関する情報（分散避難、安全な場所にいる人は避難所に行く必要がない等）の知識の普及・啓発

【市の役割】

▶避難に関する情報（分散避難、安全な場所にいる人は避難所に行く必要がない等）の知識の普及・啓発【震災・津波編第2章3節 新旧対照表P7】

【市民等の役割】

▶知人宅などへ避難する「分散避難」等についてあらかじめ確認すること【震災・津波編第2章6節 新旧対照表P11】

◆男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン（内閣府男女共同参画局総務課）の反映

(5)災害対応力を強化する女性の視点

▶避難所運営の責任者に女性と男性の両方を配置すること【震災・津波編第3章11節 新旧対照表P53】

▶性暴力・DVの未然防止のための避難所へのポスター等の掲示【震災・津波編第3章11節 新旧対照表P54】

◆強風災害・水害等により被害を受けるおそれがある住宅の改修（社会資本整備交付金事業（R3新規））への対応

(6)屋根の耐震診断及び耐風改修に関する事業

▶補助要件として、地域防災計画等において対象地域を指定することとされている。

【風水害・雪害編第2章21節 新旧対照表P26】